

事務連絡  
平成27年8月12日

関係業界団体 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

### マイナンバー（社会保障・税番号）制度に係る周知・広報への協力依頼について

平素より障害保健福祉行政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバー制度の円滑な施行に向けた周知・広報につきましては、平成27年5月に事務連絡により、関係団体の皆様に御協力をお願いしたところです。

本年10月以降、マイナンバーの付番・通知が始まることとなっていますが、当該通知は、原則として、各市区町村から住民票上の住所地に通知カードを送付することにより行われるため、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない方については、本人や代理人から住民票上の住所がある市町村に対して、現に居住している地（居所）の登録が必要になります。

マイナンバー制度の円滑な施行に向けて、各市区町村においては、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない方が現に居住している地（居所）の把握に努めるとともに、住民に対して居所登録のための事務手続に係る積極的な周知・広報が行われることとなっていますが、関係団体の皆様におかれましても、会員事業者等に対して、居所登録に関する周知・広報頂きたく御協力を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

#### 1. 居所登録の対象者

登録対象者は以下のとおりです。

- (1) 東日本大震災により被災し、やむを得ない理由により、居所へ避難していて、住所地において通知カードの送付を受けることができない者
- (2) DV等被害者であり、やむを得ない理由により、居所へ移動していて、住所地において通知カードの送付を受けることができない者
- (3) 長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所することが見込まれ、かつ、入院・入所期間中は住所地に誰も居住していないため、住所地において通知カードの送付を受けることができない者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者以外の者で、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者

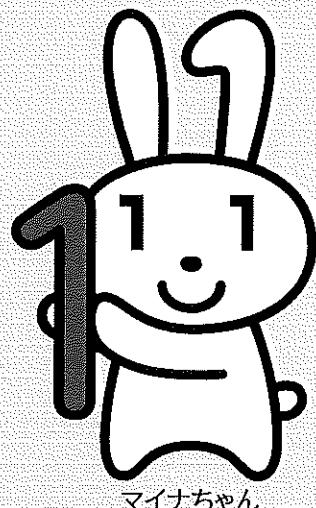
## 2. 周知方法

会員事業者等に対して、施設等の利用者であって1.の居所登録の対象者（主に1(3)）に該当する方を把握している場合は、当該利用者に対して、居所において通知カードの送付を受けるためには居所登録が必要な旨をお伝え頂きたい旨周知ください。また本人が手続きを行うことが困難な場合は、代理人が代わって手続きを行うことが可能ですので、必要に応じて代理人への御連絡もお願い頂きたく周知願います。

周知用のリーフレット（別添1）や登録様式（別添2）を添付いたしますので、併せてご活用ください。

## 3. その他

その他、登録対象者の方が居所登録についてご不明な点がある場合には、住所地の市区町村（マイナンバー担当部局）又はマイナンバーコールセンター（電話番号：0570-20-0178）にお問い合わせいただきますよう、会員事業者等に対して周知ください。



# 平成27年10月5日 マイナンバー制度スタート

今年10月以降、住民票の住所地に  
あなたの「マイナンバー」をお知らせします※

※住民票の住所地にご自身のマイナンバーが  
記載された「通知カード」が送付されます。

やむを得ない理由により住民票の住所地で  
受け取ることが出来ない方※は居所情報登録申請書を

登録は  
お早めに

8月24日～9月25日（持参又は郵送 必着）

に住民票のある住所地の市区町村に持参又は郵送してください

## ※申請が必要な方

Point

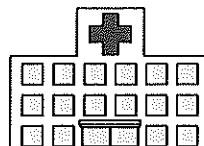
東日本大震災による被災者で  
住所地以外の居所に避難されている方



DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で  
住所地以外の居所に移動されている方



一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に  
入院・入所されている方



申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ  
([http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/))  
などで入手又はダウンロード頂けます。

マイナンバーのお問合せは、  
マイナンバー  
センター[全国共通ナビダイヤル] 0570-20-0178  
もししくは、住民票の住所地の市区町村にお問合せください

9:30～17:30  
（土日祝日  
年末年始を除く）



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

# 住民票の住所地以外の居所にお住まいのみなさまへ 申請をお願いします



## 居所情報登録の申請方法

「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を入手し、  
氏名、居所、やむを得ない理由などの情報を記入してください。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/))、  
相談機関等(配偶者暴力相談支援センター、警察署、法テラスなど)で入手又はダウンロード頂けます。

Step 1 氏名、住民票の住所、  
居所の所在地、連絡先などを記入

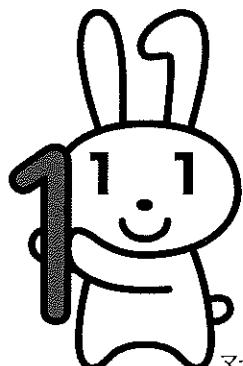
Step 2 やむを得ない理由などの情報を記入

### <提出書類>

- 申請書

### <添付書類>

- 申請者の本人確認書類(運転免許証など)
- 居所に居住していることを証する書類(公共料金の領収書など)
- 代理人の代理権を証明する書類(委任状など)(代理人が申請する場合)
- 代理人の本人確認書類(運転免許証など)(代理人が申請する場合)



上記の書類を添付した申請書を  
平成27年8月24日から9月25日までに(持参又は必着)  
住民票のある市区町村に持参又は郵送してください。  
※ 政令指定都市に住民票がある方は、区役所に持参又は郵送してください。



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications